

令和4年

第13回教育委員会会議

報告第5号

秋田県教育委員会

報告第 5 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和 4 年 9 月 8 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 5 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和 4 年 9 月 1 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和 4 年 8 月 31 日付け財一 202 により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和 4 年度秋田県一般会計補正予算（第 4 号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 工事請負変更契約の締結について（能代科学技術高等学校第二体育館建築工事）
- 4 工事請負変更契約の締結について（大曲高等学校校舎棟建築工事）

教総—— 1 0 5 4

令和 4 年 9 月 1 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 4 年 8 月 3 1 日付け財 - 2 0 2 で照会のあったことについては、原案
のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

政策企画・広報班 石塚

内線 5 1 1 2

財 ——— 202

令和4年8月31日

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和4年秋田県議会第2回定例会(9月議会)に次の議案を提出する予定であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。

については、9月1日(木)までに回答してください。

- 1 令和4年度秋田県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 工事請負変更契約の締結について(能代科学技術高等学校第二体育館建築工事)
- 4 工事請負変更契約の締結について(大曲高等学校校舎棟建築工事)



担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一班 工藤

電 話 : 018-860-1105

令和4年度9月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 1 0 6 億 3, 8 7 3 万 1 千円
今 回 補 正 額	1 億 6, 9 7 5 万 8 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 1 0 8 億 8 4 8 万 9 千円

2 補正予算の内容

(単位:千円)

- 〔幼保推進課〕(新) 保育所等エアロゾル感染対策費補助事業 167, 300
 エアロゾル感染対策のため、高機能の空気清浄機等の購入に要する経費 (⊖167, 300)
 に対し助成する。
 - ・補助先 私立の就学前教育・保育施設(県内全326施設)
 - ・補助対象 H E P Aフィルタ付空気清浄機、サーキュレータ等
 - ・補助率 10/10(県10/10)
 - ・限度額 1施設あたり300～800千円
- 〔幼保推進課〕認定子ども園施設整備事業 2, 458
 幼稚園型認定子ども園における防犯対策を強化するため、防犯フェンス (⊕2, 458)
 の更新にかかる経費を助成する。
 - ・補助先 由利本荘市
 - ・補助対象 学校法人 秋田キリスト教学園
 - ・総事業費 4, 917千円
 - ・補助率 国1/2、市町村1/4
 - ・補助上限 交付対象経費の2分の1

※補足説明: 財源について

⊕ 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
 ⊖ 一般財源

3 補正予算を除く9月議会提出予定案件

(1) 条例案

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行により、60歳を超える市町村立学校職員に係る給与に関する特例措置を講ずる等の必要がある。

(2) 工事請負変更契約の締結について

- ・能代科学技術高等学校第二体育館建築工事
 能代市盤若町地内
 契約額 492, 690, 000円→514, 107, 000円
- ・大曲高等学校校舎棟建築工事
 大仙市大曲栄町地内
 契約額 2, 046, 000, 000円→2, 218, 007, 000円

令和4年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	2,006,828		2,006,828
総務課施設整備室	6,876,656		6,876,656
教職員給与課	84,492,896		84,492,896
幼保推進課	7,089,302	169,758	7,259,060
義務教育課	909,125		909,125
高校教育課	5,723,566		5,723,566
特別支援教育課	1,205,578		1,205,578
生涯学習課	893,801		893,801
生涯学習課文化財保護室	579,434		579,434
保健体育課	462,899		462,899
福利課	398,646		398,646
歳 出 合 計	110,638,731	169,758	110,808,489

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,633,373	169,758	6,803,131
	2 児童福祉費	6,633,373	169,758	6,803,131
10 教育費		103,995,358	0	103,995,358
	1 教育総務費	17,702,870		17,702,870
	2 小学校費	26,141,048		26,141,048
	3 中学校費	18,954,157		18,954,157
	4 高等学校費	27,611,380		27,611,380
	5 特別支援学校費	10,241,301		10,241,301
	6 社会教育費	2,805,325		2,805,325
	7 保健体育費	539,277		539,277
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		110,638,731	169,758	110,808,489

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	86,781,548	59	86,781,607
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	5,191,725	△78	5,191,647
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金等	2,478,187		2,478,187
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	8,718,897	167,319	8,886,216
	積立金 基金会計への積立金	22		22
	貸付金 貸付金	504		504
	小計	11,197,610	167,319	11,364,929
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	132,812		132,812
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	698,296	2,458	700,754
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	6,626,740		6,626,740
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		110,638,731	169,758	110,808,489

番 号			科 目 名	事	業	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目					特 定	一 般	
3			民生費			167,300		167,300	
	2		児童福祉費			167,300		167,300	
		1	児童福祉総務費			167,300		167,300	
			保育振興事業費	01	保育所等新型コロナウイルス感染症対策関連事業	167,300		167,300	(新)保育所等エアロゾル感染対策費補助事業
10			教育費			2,458	国	2,458	
	1		教育総務費			2,458	国	2,458	
		4	教育指導費			2,458	国	2,458	
			教育振興費	01	認定こども園施設整備事業	2,458	国	2,458	防犯対策強化のための施設整備への助成に要する経費
合計						169,758	国	2,458	167,300

議案第四百十八号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（市町村の組合を含む。以下同じ。）」を削り、「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条第二項中「以下」を「第三十條第一項及び第三十一條において」に改める。

第六条第一項中「、及び」を「、並びに」に改め、同条第五項及び第七項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三條の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第二十八條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条から第十一条までを次のように改める。

第八条から第十一条まで 削除

第十六条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第三号中「利用しなければ」を「使用しなければ」に改め、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第三号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第三号中「利用しない」を「使用しない」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第一号において）」に、「以下」を「。第一号において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号において」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第二十二條第二項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三條第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四條の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条の二の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第十四条」を「第六条第三項から第十項まで、第七条、第十四条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の八項を加える。

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第四項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時の職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第四条第一項に規定する管理監督職を占める職員

4 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第六項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第二項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第二項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第二項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第四項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、県教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第四項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第二項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第四項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する次の表の上欄に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）第二条第一項	給料月額	給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）附則第四項、第六項又は第七項の規定による給料の額との合計額
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第四条第二号	市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）	市町村立学校職員給与条例

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、附則第二項の規定による給料月額、附則第四項の規定による給料その他附則第二項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
別表第一第一号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額

任用 短時間勤務職員		円 226,731	円 272,943	円 326,605	円 407,955
---------------	--	--------------	--------------	--------------	--------------

別表第一第二号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	円 235,591	基準 給料月額	円 276,165	基準 給料月額	円 333,351	基準 給料月額	円 418,023
---------------	--	------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	円 188,976	基準 給料月額	円 216,663	基準 給料月額	円 256,935	基準 給料月額	円 276,467	基準 給料月額	円 291,669	基準 給料月額	円 317,242
---------------	--	------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------	------------	--------------

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年	基準	基準	基準	基準	基準	基準
----	----	----	----	----	----	----

前再任用短時間勤務職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 189,983	円 216,764	円 245,155	円 258,646
				円 284,018

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(勤務延長職員に関する経過措置)

2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第二項から第九項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第 号）附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員（附則第六項から第九項までにおいて単に「暫定再任用職員」という。）をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める同条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員（附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の条例第六条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第五項及び第六項において同じ。）であるものとした場合に適用される市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第五条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第六条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、給与条例第二十八条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同

条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第五条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第六条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、給与条例第二十八条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十二条第三項及び第二十四条の二第二項の規定を適用する。

7 改正後の条例第二十三条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第 号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 給与条例第六条第三項、第四項、第六項及び第八項から第十項まで、第七条、第十四条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二、第十七条の三並びに第二十四条並びに改正後の条例第六条第五項及び第七項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（教育委員会規則への委任）

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

10 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の表第六条第十一項の項を削る。

第二十三条の表第二十五条の二の項を次のように改める。

第二十五条の二	第六条第三項から第十項まで、第七 条、第十四条	第十四条
	第十五条の三	第十五条の三、第十六条の二

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十

定年前再任用短時間勤務職員

八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員

附則に次の一項を加える。

(市町村立学校職員給与条例附則第二項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する市町村立学校職員給与条例附則第二項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「〇」に第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
令和四年九月九日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行により、六十歳を超える市町村立学校職員に係る給与に関する特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第百五十七号

工事請負変更契約の締結について

令和三年十一月三十日に締結した能代科学技術高等学校第二体育館建築工事の請負契約について、その一部を次のように改める。

「五 契 約 金 額 一金四億九千式百六拾九万円」を「五 契 約 金 額 一金五億壹千四百壹拾万七千円」に改める。

令和四年九月九日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

能代科学技術高等学校第二体育館建築工事の請負変更契約を締結しようとするものであるが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

（参 考）

令和三年十一月三十日に契約を締結した事項

一 工 事 名 能代科学技術高等学校第二体育館建築工事

二 工 事 箇 所 能代市盤若町地内

三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり

四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札

五 契 約 金 額 一金四億九千式百六拾九万円

六 契 約 の 相 手 方 能代市河戸川字北西山四十八番地一

大森・大高特定建設工事共同企業体

代表者 大森建設株式会社

代表取締役 大 森 三四郎

七 工 期 契約締結の日から令和四年十一月二十五日まで

工 事 概 要		区 分	第 二 体 育 館	渡 り 廊 下
工 事 内 容	概 要	構 造	鉄 骨 造 一 部 木 造 地 上 二 階 建	鉄 骨 造 地 上 二 階 建
			建 築 面 積 一、三二三平方メートル 延 べ 面 積 一、七八七平方メートル	建 築 面 積 三三三平方メートル 延 べ 面 積 三三三平方メートル

議案第百五十八号

工事請負変更契約の締結について

令和三年十月七日に議決を経た大曲高等学校校舎棟建築工事請負契約の締結について、その一部を次のように改める。

「五 契 約 金 額 一金式拾億四千六百万円」を「五 契 約 金 額 一金式拾式億壹千八百七千円」に改める。

令和四年九月九日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

大曲高等学校校舎棟建築工事の請負変更契約を締結しようとするものであるが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

（参 考）

令和三年十月七日に議決を経た事項

一 工 事 名 大曲高等学校校舎棟建築工事

二 工 事 箇 所 大仙市大曲栄町地内

三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり

四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札

五 契 約 金 額 一金式拾億四千六百万円

六 契 約 の 相 手 方 大仙市花館字下殿屋敷九番地

荒屋鋪・丸茂・興栄・さとう特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社荒屋鋪建設

代表取締役 今 野 春 夫

七 工 期 契約締結の日から令和五年六月三十日まで

工事概要		
校舎棟	区分	
地上三階建	鉄筋コンクリート造	構造
延べ面積 七、五五七平方メートル	建築面積 三、〇二五平方メートル	工事内容

令和4年

第13回教育委員会会議

議案第35号

秋田県教育委員会

議案第三十五号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後									
別表（第二条関係）									
略	名	称	部・科	学 科	修業年限	定 員	所在地		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立秋田きらり支援学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立支援学校天王みどり学園	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立ゆり支援学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立横手支援学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立稲川支援	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正前									
別表（第二条関係）									
略	名	称	部・科	学 科	修業年限	定 員	所在地		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立秋田きらり支援学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立支援学校天王みどり学園	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立ゆり支援学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立横手支援学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
秋田県立稲川支援	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

学校	高等部	普通科	三年	三二	
学校	高等部	普通科	三年	二四	

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年九月八日提出

理 由
秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県立特別支援学校高等部への入学希望者の増減に伴い、生徒の定員を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

秋田県立特別支援学校高等部への入学希望者の増減に伴い、生徒の定員を改める必要がある。

2 改正内容

秋田県立特別支援学校高等部の生徒の定員を次のように改めることとする。
(別表関係)

名称	部・科	学科	改正前	改正後
秋田県立秋田きらり支援学校	高等部	普通科	2 4	3 2
秋田県立支援学校天王みどり学園	高等部	普通科	6 4	5 6
秋田県立ゆり支援学校	高等部	普通科	5 1	5 6
秋田県立横手支援学校	高等部	普通科	5 6	4 8
秋田県立稲川支援学校	高等部	普通科	2 4	3 2

3 施行期日

この規則は、令和5年4月1日から施行することとする。

令和4年

第13回教育委員会会議

報告事項

- (1) 令和5年度秋田県立特別支援学校入学者募集公告について
- (2) 第21回秋田県特別支援学校総合体育大会について
- (3) 職業教育フェアについて

秋田県教育委員会

令和5年度秋田県立特別支援学校入学者募集公告について

○秋田県立特別支援学校の生徒並びに幼児の募集

令和5年度に秋田県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並びに幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集するので、秋田県立特別支援学校学則（昭和60年秋田県教育委員会規則第8号）第9条の規定に基づき、公告する。

令和4年9月16日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

第1 高等部及び高等部専攻科の課程

- 1 入学願書の提出期日及び提出先
 - (1) 提出期日 令和5年1月13日（金）から同月23日（月）正午まで
 - (2) 提出先 各志願先特別支援学校の校長
- 2 入学選考期日及び選考内容
 - (1) 期日 令和5年3月2日（木）
 - (2) 内容 志願者の実態に応じて面接等を行う。
- 3 募集する学校名、部・科名、学科名及び人員

学 校 名		部・科 名	学 科 名	募集人員
秋田県立視覚支援学校		高 等 部	普 通 科	8名
			保 健 理 療 科	8名
		高等部専攻科	生 活 情 報 科	5名
			保 健 理 療 科	9名
			理 療 科	9名
秋田県立聴覚支援学校		高 等 部	普 通 科	8名
			産 業 技 術 科	8名
			情報デザイン科	8名
		高等部専攻科	産 業 技 術 科	9名
			情報デザイン科	9名
秋田県立秋田きらり支援学校		高 等 部	普 通 科	16名
秋田県立比内支援学校	本校	高 等 部	普 通 科	16名
	かづの校	高 等 部	普 通 科	8名
	たかのす校	高 等 部	普 通 科	8名
秋田県立能代支援学校		高 等 部	普 通 科	16名
秋田県立支援学校天王みどり学園		高 等 部	普 通 科	16名
秋田県立栗田支援学校		高 等 部	普 通 科	24名
秋田県立ゆり支援学校		高 等 部	普 通 科	24名
秋田県立大曲支援学校	本校	高 等 部	普 通 科	16名
	せんぼく校	高 等 部	普 通 科	8名
秋田県立横手支援学校		高 等 部	普 通 科	8名
秋田県立稲川支援学校		高 等 部	普 通 科	16名

- 4 合格者の発表 令和5年3月13日（月）
- 第2 栗田支援学校高等部総合サービス科の課程
- 1 募集人員 8名
 - 2 入学願書の提出期日及び提出先
 - (1) 提出期日 令和4年12月9日（金）から同月19日（月）正午まで
 - (2) 提出先 秋田県立栗田支援学校校長
 - 3 入学選考期日及び選考内容
 - (1) 期日 令和5年2月2日（木）
 - (2) 内容 志願者の実態に応じて面接等を行う。
 - 4 合格者の発表 令和5年2月14日（火）
- 第3 幼稚部の課程
- 1 募集学校 秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校
 - 2 募集人員 各校5名

3 入学願書の提出期日及び提出先

(1) 提出期日 令和5年1月13日(金)から同月23日(月)正午まで

(2) 提出先 各志願先特別支援学校の校長

4 就学相談・選考期日 令和5年3月2日(木)

5 合格者の発表 令和5年3月13日(月)

第 2 1 回秋田県特別支援学校総合体育大会

ー キャッチフレーズ「みんなに届け！～感動の声援～」ー

- 1 期 日 令和 4 年 9 月 1 6 日（金）
- 2 会 場 秋田県立中央公園スポーツゾーン 他
- 3 参加児童生徒 特別支援学校 9 0 8 名、中学校特別支援学級 1 5 名
計 9 2 3 名（6 / 2 4 現在）

4 内容と時間・場所

（1）開始式 各競技会場にて実施

（2）各競技（7 種目）

○バスケットボール【男子、女子】 1 0 : 2 0 ~ 1 3 : 4 5	県立中央公園「アリーナ」
○フライングディスク【小の部、中の部、高の部】 1 0 : 2 5 ~ 1 3 : 0 5	県立中央公園「陸上競技場」
○グラウンド・ゴルフ【小中の部、高の部】 1 0 : 2 0 ~ 1 2 : 3 0	県立中央公園「スカイドーム」
○サッカー 1 0 : 2 0 ~ 1 3 : 5 0	県立中央公園「球技場」
○ピン倒しボール【小の部、中の部、高の部】 1 0 : 2 0 ~ 1 3 : 4 0（※1） 1 0 : 1 0 ~ 1 3 : 3 0（※2）	秋田テルサ「体育館」（※1） あきた総合支援エリア「小体育館」、 「大体育館」（※2）
○ネオホッケー 1 0 : 2 0 ~ 1 4 : 1 5	雄和体育館
○ボッチャ（車いす）【小中高】1 区分 （OP）【小中の部、高の部】 1 0 : 0 0 ~ 1 3 : 5 0	県立栗田支援学校「体育館」

5 ボランティア

○予定人数 117名

○内 訳	秋田商業高等学校生徒	74名
	motto わか杉ネットワークあきた	13名
	秋田市女性のスポーツ愛好者連絡協議会	12名
	秋田県障がい者スポーツ指導者協議会	8名
	秋田市スポーツ推進委員協議会	5名
	アランマーレ秋田	4名
	チャレンジドスポーツあきた	1名

◆ポスター採用(栗田支援学校 高等部2年 湊 竜也) ◆キャッチフレーズ採用(支援学校天王山学園 高等部3年 末谷 悟)

会 場(県立中央公園スポーツゾーン・秋田テルサ・あきた総合支援エリア・雄和体育館・栗田支援学校)

主催 秋田県特別支援学校体育連盟 *共催* 秋田県教育委員会

問い合わせ 〈秋田県特別支援学校体育連盟事務局 018-828-1499〉

特 別 支 援 学 校 就 労 ・ 職 場 定 着 促 進 事 業
令和４年度秋田県特別支援学校職業教育フェア実施要項

秋田県教育庁特別支援教育課

1 趣 旨

県内各地区（県北、県央、県南）の一般企業等に、特別支援学校の生徒の職業能力や職業教育の取組についての理解を深めてもらい、その雇用の促進を図るとともに職業教育の充実を図る。

2 主 催 秋田県教育委員会

3 後 援 秋田労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部（予定）

4 開催日・会場・内容等

	県 北	県 央	県 南
開 催 日	令和４年１１月２９日（火）	令和４年１０月１２日（水）	令和４年１０月２８日（金）
会 場	鹿角市文化の杜交流館 コモッセ	栗田支援学校 中高体育館	横手支援学校 高等部棟体育館
内 容	・第１１回秋田県特別支援学校技能競技会「錬成会」 〔種目〕 ビルクリーニング 喫茶サービス 縫製 ・特別支援学校作業学習製品等の展示	・第１１回秋田県特別支援学校技能競技会「錬成会」 〔種目〕 ビルクリーニング 喫茶サービス ・特別支援学校作業学習製品等の展示	・第１１回秋田県特別支援学校技能競技会「錬成会」 〔種目〕 ビルクリーニング 喫茶サービス ・特別支援学校作業学習製品等の展示 ・雇用支援セミナー（横手公共職業安定所主催）
日 程	9:45 開会式 10:00 技能競技会開始 12:00 技能競技会終了 昼食・休憩・採点 13:10 閉会式	9:30 開会式 9:50 技能競技会開始 11:20 技能競技会終了 休憩・採点 11:50 閉会式	10:00 開会式 10:30 技能競技会開始 12:30 技能競技会終了 昼食・休憩・採点 13:30 閉会式
主 管	比内支援学校かづの校	栗田支援学校	横手支援学校